

～軽度・中等度難聴児補聴器購入への助成制度のご案内～

中能登町では平成27年4月から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーションの向上を図るため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

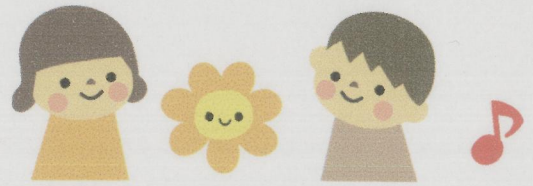
助成制度について

- 対象児 (1)原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること
(2)聴覚障害に関し、身体障害者手帳の交付対象外であること
(3)その他、医師の意見により補聴器の装用が必要と認められる場合 等
- 助成対象 新規及び更新時の補聴器の購入
- 助成対象外 (1)耐用年数経過前の補聴器の更新
(2)修理（イヤモールドの交換及び電池交換含む。） 等
- 所得制限 市町村民税所得割の額が46万円以上の世帯は対象外（補装具費と同等）
- 助成金額 補聴器購入費と基準額のいずれか低い額の100分の90に相当する額
（ただし、市町村民税非課税世帯等は100分の100に相当する額）

申請手続きについて

助成金を受け取る場合は、補聴器購入前に予め町への申請が必要です。購入後に申請手続きをしても助成金は受け取れません。

- 必要書類 (1)助成金 交付申請書
(2)意見書（指定医師によるもの）
(3)補聴器見積書及びカタログ等
(4)世帯の所得状況が分かるもの



- 提出場所 中能登町役場住民福祉課又は各庁舎窓口サービスセンター

～参考（難聴の程度）～

dB	程度	聞こえ方	例えば…	助成対象
0 dB～	正常	—	・時計の秒針 ・ささやき声	助成対象外
30 dB～	軽度	・小さな声、会話が聞き取りにくい ・聞き間違えることがある	・図書室	助成対象 (本制度)
50 dB～	中等度	・1対1の会話がやっと聞き取れる	・指や紙をこする音	
70 dB～	高度	・耳元で大声で言えば少しはわかる	・普段の話声 ・踏切の音	助成対象 (別制度)
90 dB～	重度	・かなり大きな音ならどうにか感じる	・トラックの音 ・飛行機	

※この表は大まかな目安を記載しています。個別のケースによって対象は異なります。

◇問い合わせ先◇ 中能登町役場住民福祉課 72-3135